

第5章 関係地域の範囲

第5章 関係地域の範囲

関係地域は、環境に影響が及ぶと予想される範囲とし、以下に示す範囲を包含する地域とする。

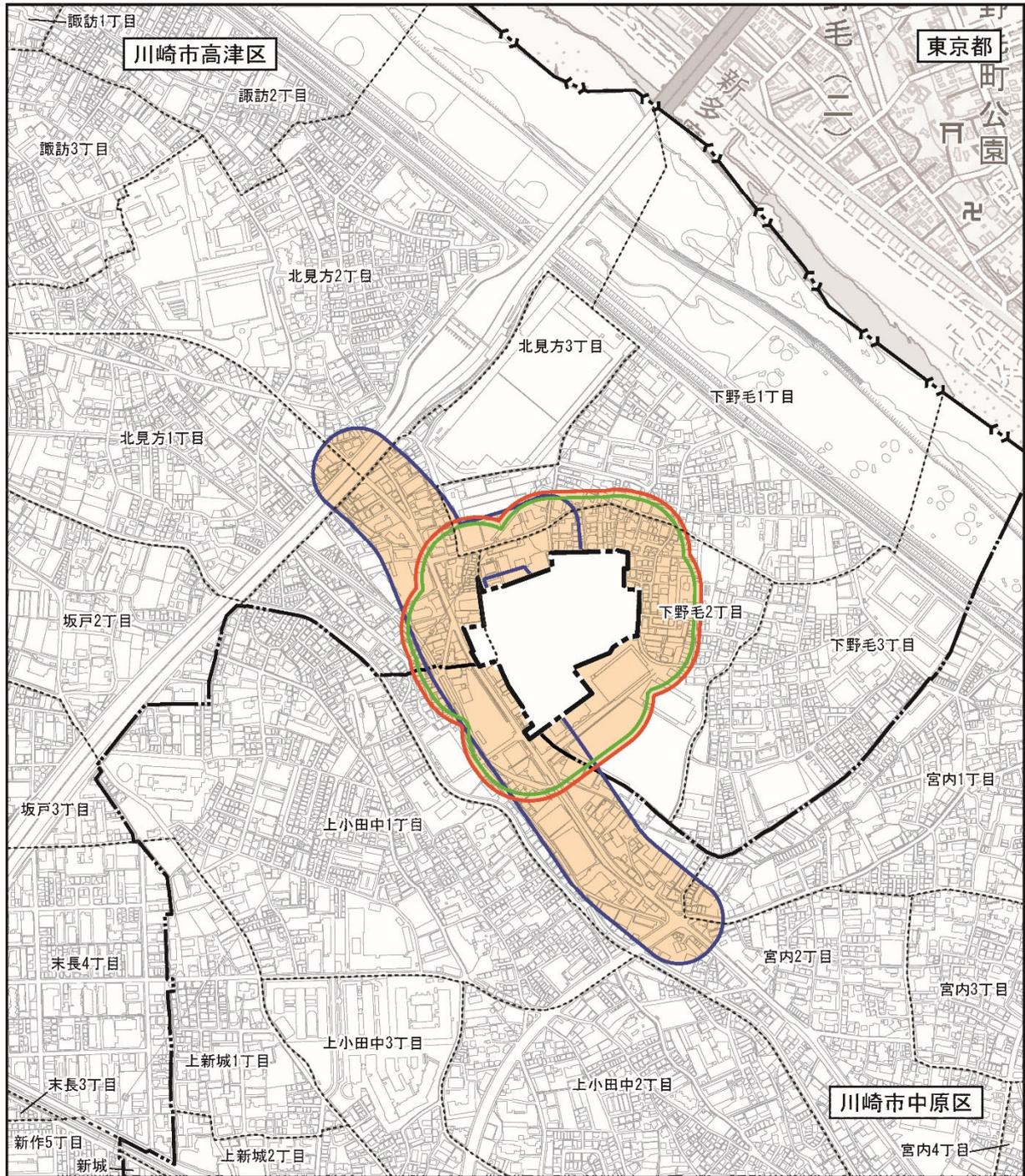
- ・ 建設機械の稼働に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある計画地敷地境界から 100m 程度の範囲
- ・ 風害を及ぼすおそれのある計画地敷地境界から建物高さの 2 倍程度（約 90m：最高高さを 45m と想定）の範囲
- ・ 工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある走行ルート沿道から 50m 程度の範囲

関係地域の範囲は図 5.1-1 に、当該地域を管轄する市及び区の名称並びにその町丁名は表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1 関係地域の範囲

市名	区名	関係町丁名
川崎市	高津区	下野毛 1 丁目、下野毛 2 丁目、北見方 1 丁目、北見方 2 丁目、北見方 3 丁目 上記町丁の一部
	中原区	宮内 1 丁目、宮内 2 丁目 上記町丁の一部

※関係町丁名は、図 5.1-1 に対応する。



凡例

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| --- 計画地 | 関係地域 |
| ←→ 都県界 | 計画地敷地境界から100m程度の範囲 |
| --- 区界 | 計画地敷地境界から建物高さの2倍程度(約90m)の範囲 |
| 町丁界 | 工事用車両及び施設関連車両の走行ルート沿道の50m程度の範囲 |

図 5.1-1 関係地域図

0 100 200 300 400 500m

